

入札におけるオプションとしてグリーン電力証書を 考慮する方法について（案）

入札におけるオプションとして、入札実施者の判断によりグリーン電力証書を考慮する場合の具体的なイメージは下記のとおり。

1. 加点項目としてグリーン電力証書の発注者への譲渡量を評価する方式
 - 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、新エネルギーの導入状況の3つの要素に係る評価点の合計が100点となるポイント制で評価した上で、これらの評価点の合計が合格点を下回る事業者について、グリーン電力証書の発注者への譲渡予定量を加点項目として評価する案
 - 各項目間の配点（重み付け）及び加点の検討が必要
 - グリーン電力証書の譲渡をしなければ事実上入札参加資格が得られないような裾切りとならないように、の小計で複数事業者が参加できるなど一定の競争が確保されるように配点等を考慮。
 - 入札参加資格を得ることができなかった事業者に、不当に過大なグリーン電力証書の調達を強いることとならないように考慮。
 - グリーン電力証書の譲渡予定量を考慮することにより参加資格を得た事業者は、受注した際に発注者に証書を無償譲渡することとする

表 評価項目によるポイント制のイメージ

項 目 の 例	配点の例
二酸化炭素排出係数（tCO ₂ /kWh）	点
未利用エネルギーの活用状況（電力供給量に占める割合）	点
新エネルギーの導入状況（基準利用量の達成割合）	点
上記 ~ 小計	100 点
グリーン電力証書の発注者への譲渡予定量等	最大10 点
上記 ~ 合計（最大）	110 点

2. 入札実施主体側でグリーン電力証書を調達する方式
 - 入札実施主体が電気とは別途一定量のグリーン電力証書を調達する案
 - グリーン電力証書の調達量の考え方について検討が必要
 - ポイント制と併用することが可能。

(参考) 東京都における環境価値(グリーン電力証書、RPS証書)の調達に係る取組

「『グリーン電気』購入マニュアル」(平成19年4月東京都環境局)においては、都施設担当者が電力調達を行う場合の要件として、調達する電気の排出係数を一定水準未満にすること、環境価値の確保量を一定以上にすることが定められている。環境価値は受電する電気とは調達先を別にして調達することができ、証書購入費用は電力購入費用とは別に東京都が「光熱水費」として支出することとなっている。

<『グリーン電気』購入マニュアル抜粋>

次の1及び2を満たすこと。ただし、1及び2の要件は、それぞれ調達先を別にして満たすことができる。

- 1 二酸化炭素排出係数(全電源平均とする。)が0.392(kg-CO₂/kWh)未満であること。
- 2 環境価値の確保量(次の(1)及び(2)の合計の量とする。)を予定使用電力量の5%以上とすること。
 - (1) 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則(平成14年経済産業省令第119号)第1条第2項に規定する新エネルギー等電気相当量のうち、同省令第8条第1項の規定により、新エネルギー等電気相当量の減量の届出を行ったもの(東京都グリーン購入推進方針及びこれに基づき知事が定める東京都グリーン購入ガイドに従い利用するものに限る。)
 - (2) 知事が認める認証機構により認証された環境価値の量(東京都グリーン購入推進方針及びこれに基づき知事が定める東京都グリーン購入ガイドに従い利用するものに限る。)